

児童福祉法等の一部を改正する法律案 要綱の正誤

正	誤
<p>第一 児童福祉法の一部改正</p> <p>四 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 1の<u>(一)</u>の登録（以下この四において「登録」という。）を受けようとする者は、申請書に基準に適合していることを証する書類等を添えて、都道府県知事に提出するものとするとともに、都道府県知事は登録の申請が一時保護を行うために必要なものとして条例で定める基準に適合しているときは、登録をするものとする。こと。（第三十四条の二十二第一項及び第二項関係）</p> <p>4～10 (略)</p>	<p>第一 児童福祉法の一部改正</p> <p>四 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 1の<u>一</u>の登録（以下この四において「登録」という。）を受けようとする者は、申請書に基準に適合していることを証する書類等を添えて、都道府県知事に提出するものとするとともに、都道府県知事は登録の申請が一時保護を行うために必要なものとして条例で定める基準に適合しているときは、登録をするものとする。こと。（第三十四条の二十二第一項及び第二項関係）</p> <p>4～10 (略)</p>